# 指定管理者制度導入施設評価票

評	価対	象年	度	令和6年度
施	Ī	殳	名	秋田県南部老人福祉総合エリア 老人専用マンション 設置年 平成 3 年
所	7	Έ	地	横手市大森町字菅生田245-34
指	定旬	き 理	者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団
県	所	管	課	長寿社会 課 調整・長寿社会推進 チーム

## 1 施設の概要

設置目的		に向けて、高齢 施設として設置。		<b>兼なニーズ</b> に	対応できる総	合的•複合的		
県の施策上の 施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標なし 新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための 取組として施設に求められているもの なし							
施設の面積	延床面積2,2	223.48 m²						
主な設置施設	老人専用マ	ンション						
	料金制	有(利用料金)	併用制)					
	料金設定							
	サウンディン	グ実施対象施設	ł× O	←○、×をi	7.			
	指定期間	R3.4	.1	~	R8.3.31			
指定管理業務の内容	営業期間·時間							
	①施設及び設備の維持管理に関する業務 ②施設の利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務 ③老人専用マンションの運営に関する業務							
自主事業の内容	①介護予防 ②余暇活動 ③感染症予	防対策		体操や口腔の	本操			
直近3年の年間利用者		62 人		60 人	R6	0 人		
直近3年の年間利用収入	•	6,696 千円		5,738 千円	R6	0 千円		
直近5年の収支決算(	単位:千円)	R2	R3	R4	R5	R6		
<b>収入</b> 計 利用料金収入		40,739			·	<b>7,415</b>		
指定管理料		7,140 24,954	4	23,586	22,236	7,398		
その他収入		8,645	<b>+</b>	12	502	17		
支出 計	39,222		27,414	26,183	29,069			
人件費		20,284	+	6,274	6,693	0		
光熱水費		6,326	<b>+</b>	8,239	7,808	3,502		
修繕費 外部委託費	181 4,284	697 4,116	679 4,310	885 4,489	184 3,247			
その他経費		8,147	<b>+</b>	7,912	6,308	22,136		
差引		1,517			2,293	<b>▲</b> 21,654		
		- ,	. ,	=,- 30	_,	= -,		

<sup>※</sup>単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を 検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

## 2 観点ごとの評価

# <観点 I > 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組 【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

#### ○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

#### 〇目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和6年度 の目標	入所者数 0人
--------------	---------

#### 〇指定管理者による実績報告

	実績	0	達成率	100	.0%	
令和6年度 の実績	具体的な 取組と その効果					
	年度	R3年度	R4年度		R5年度	
直近3年	目標	5	5		5	
の実績	実績	5	į	)	5	
	達成率	100.0%	100	.0%	100.0%	
令和7年度	目標	0人				
の目標 (設定根拠)	設定根拠	令和6年度末で事業を廃	正したため。			

<sup>※</sup>指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

#### <観点I>の評価

	評価者	評価	コメント
価		A	令和6年度末で事業を廃止した。
欄	県 (所管課)	A	令和6年度末に廃止することによるもののため、特になし。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。 また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

- A:目標達成(数値目標の場合は100%以上)
- B:A及びC以外
- C:目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

## <観点Ⅱ> 施設の有効性(利用者の満足度)の向上に関する取組

#### 【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

#### 〇指定管理者による実績報告

利田老洪口庇	実績	0.	0%				
利用者満足度 令和6年度 の実績	具体的な 取組と その効果	令和5年度	末で入居利用	者が全員退	去した。		
利用者満足度	R3:	年度	R4:	年度	R5⁴	丰度	
の状況 (直近3年)	100	).0%	100	0.0%	100	.0%	

<観点Ⅱ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	С	令和5年度末で入居利用者が全員退去した。
	県 (所管課)	С	令和6年度末に廃止することによるもののため、特になし。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:満足度80%以上 B:A及びC以外 C:満足度60%未満

## <観点皿> 効率性の向上等に関する取組

#### (1)経費の低減

#### 【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

#### 〇指定管理者による実績報告

令和6年度	経費の 低減実績	運営経費全体で22,941千円⇒6,987千円、事業終了に伴う経費のみ支 出
の実績	具体的な 取組と その効果	令和5年度末で利用者が0名になり、事業廃止に向けた支出のみとなった。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

#### (2)収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

#### 【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

### 〇指定管理者による実績報告

令和5年度		収入全体で28,476千円⇒7,415千円、事業終了に伴う費用のみ計上された。
の実績	10 AD 1	令和5年度末で利用者が0名になり、事業廃止に必要な収入のみとなった。

<観点Ⅲ>の評価

	評価者	評価	コメント
価			令和5年度末で利用者が0名になり、事業廃止に必要な経費のみとなったため、収支ともに減少した。
欄	県 (所管課)	С	令和6年度末に廃止することによるもののため、特になし。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A:(1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B:A、C以外

C:(1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

#### <観点Ⅳ> 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

## 【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

#### 〇指定管理者による実績報告

	令和6年度末に事業終了が決定し、令和5年度末までに入居利用者が全員退去した。 そのため6年度は事業廃止に向けた各種作業を行った。令和7年度以降については秋 田県と指定管理者である秋田県社会福祉事業団と協議して決定していきたい。
令和5年度 の実績	
**************************************	

<観点Ⅳ>の評価

	評価者	評価	コメント
評価	指定管理者	A	令和6年度末の事業廃止に向けて確実に作業を進めてきた。
欄	県 (所管課)	A	令和6年度末の廃止に向けて作業が実施されていた。

【評価基準】 A:順調(改善点なし)、B:概ね順調(重大な問題点なし)、C:改善が必要(重大な問題点あり) 県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

#### 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

〇県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
建設当時は、県内に有料老人ホームが老人専用マンション1つだけであったが、現在は民間が運営する有料老人ホーム県内に111施設あり、老人専用マンションについてはその役割を終えたため、令和6年度末で廃止した。
○施設運営の課題
令和6年度末で廃止したため、特になし。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
令和6年度末で廃止したため、特になし。
【外部有識者委員会による評価(提言): 令和 年度実施】 ※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。
評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点 I >~<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)

○県の施策達成に向けた施設運営について

(県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

## 【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和 年度策定】

17700円銀行安貞云による計画(提合)を始まただっ後の対心力到・7位 千度泉た』
今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

## 【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

水 / 及 · / / / / / / / / / / / / / / / / /
今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)